

～ 賃貸借解約申込書 ～

下の『賃貸借契約解約申込書』に記入・押印し、下記提出先へ
郵送またはお持ちください。解約手続きは電話での受付はできません。

(駐車場を契約されている方は、『駐車場契約解約』も完了させてください。)

- ◆退室される月の月末の2ヶ月前迄に書面にてご通知ください。
退室される月の月末の2ヶ月前迄にご通知頂けない場合は、以下の違約金をお支払い頂きます。
(①退室月当月の通知の場合、賃料2ヶ月分相当額。②退室月の1ヶ月前の通知の場合、賃料1ヶ月分相当額。)
- ◆提出先
本書面は、大学生協事業連合 関西北陸地区 リビング事業部へ郵送又は持参にて御提出ください。
* 電話による解約手続きは受付けておりません。
〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 2-7-15 大学生協大阪会館 1F 大学生協事業連合 関西北陸地区 リビング事業部
- ◆退室日が決定しましたら、事前に最寄りの管理センターまで連絡し退室点検の予約をしてください。
(本書面で退室点検の予約は受付できません。)
- ◆退室は**3月に限り25日迄**となります。
(住宅賃貸借契約書に、退室日についての別途記載がある場合はそちらの内容で行います。)

※賃貸借契約解約申込書は印鑑がないと受付できません。

キリトリ線

〈賃貸借契約解約申込書〉

記入日 20 年 月 日

私は、住宅賃貸借契約書に基づき、以下 1. ～5. を承諾の上、退室することを通知致します。

- 賃借人の都合により期限迄に退室が不可能な場合は、これにより発生する損害を全て賠償致します。
- 当書面が退室月の2ヶ月前迄に甲に到着しない場合は、以下により違約金を支払います。
①退室月の当月に当書面が到着した場合、賃料の2ヶ月分に相当する額。
②退室月の1ヶ月前に当書面が到着した場合、賃料の1ヶ月分に相当する額。
- 退室月の変更についても、改めて変更の書面を提出します。変更後の退室月の2ヶ月前までに変更の書面が甲に到着しない場合は、前項の基準に準じ違約金を支払います。
- 貸主(管理会社)の指示に従い、3月に限り25日(又は、契約書に記載の指定日)迄に引越しを行い退室点検を完了させます。
- 退室日迄に公共料金(水道・電気・ガス・電話・新聞・NHK)等の清算を完了させます。

20 年 月をもって退室しますので通知致します。			
マンション名・部屋番号		号室	
ふりがな			
入居者氏名		印(認印)	
学校名・学部・学年		大学	学部 回生
退室迄の連絡先	本人・保護者	TEL :	— —
退室後の連絡先	本人・保護者	TEL :	— —
退室理由(○をつけてください) ※複数記入可		卒業・就職・キャンパス移動・編入・休学・退学・留学(年 月迄)・ 単位取得・引越し確定(引越先→未定・決定済)・引越し検討中・ 実家から通学・兄弟と同居・帰国・ その他(具体的にご記入ください)	
退室後のご予定		年生へ進級・大学院進学(現在と同じ大学・その他)・就職 他()	

※印鑑がないと受付できません。

※ご記入頂いた個人情報については、貸主、管理会社からのご案内、退出手続きに必要な範囲内で利用いたします。

当社使用欄	日付	記入	入力					
-------	----	----	----	--	--	--	--	--